

補助金と圧縮記帳について！

2021年10月5日

夢と技術の経営研究所

目次

1. 圧縮記帳とは—1
2. 圧縮記帳とは—2
3. 通常の経理処理
4. 圧縮記帳による経理処理
5. 通常処理と圧縮記帳処理の法人税等の比較
6. 圧縮記帳の方式—1
7. 圧縮記帳の方式—2
8. 適用できるケース
9. 法人税の申告
10. まとめ

1. 圧縮記帳とはー1

◎圧縮記帳とは、

国庫補助金や火災による保険金などの金銭を受けて固定資産を購入した際、その購入価格から補助金の額を控除して購入価格とすること

◎圧縮記帳は、本来は課税所得となる利益を将来に繰り延べる制度で、法人税法と租税特別措置法に規定されている

①法人税法で規定しているもの

- ・国庫補助金や保険金等で固定資産等を取得した場合
- ・不動産の交換によって一定の固定資産等を取得した場合

②租税特別措置法で規定しているもの

- ・収用等によって資産を取得した場合
- ・特定資産の買い替え等によって資産を取得した場合

2. 圧縮記帳とは一2

◎ものづくり補助金における圧縮記帳の適用

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」における圧縮記帳等の適用について

令和元年度および令和二年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に関して、今般、国税庁より、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当する旨の回答を受けましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、以下のリンク先文書をご覧ください。

[「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」における圧縮記帳等の適用についてへのリンク](#)

◎事業再構築補助金における圧縮記帳の適用

【圧縮記帳等の適用について】

今般、国税庁より、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当する旨の回答を受けましたので、お知らせいたします。詳細につきましては、以下のリンク先文書をご覧ください。

[中小企業等事業再構築促進補助金における圧縮記帳等の適用について](#)

出所:ものづくり補助金と事業再構築補助金のHPより

3. 通常の経理処理

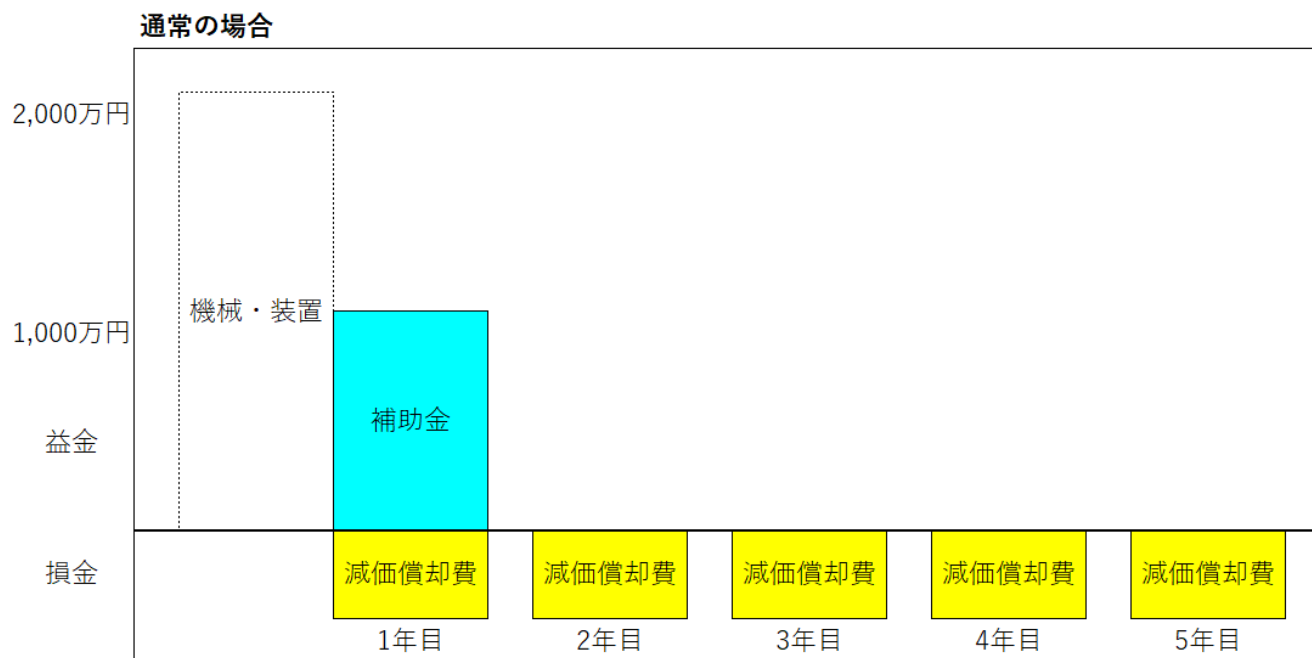
◎補助金と機械・装置

国や地方公共団体から1,000万円の補助金などを受給し、2,000万円の機械・装置を購入したとする。この時、受領した補助金1,000万円は、益金に計上される。

一方、機械・装置2,000万円は、固定資産に計上され、耐用年数に応じて、毎期減価償却費を計上して行くことになる。

<例>

国庫補助金1,000万円の交付を受けた。直ちに、補助金交付目的に適合した機械装置2,000万円(耐用年数は5年定額法で償却)を購入し、事業の用に供した。

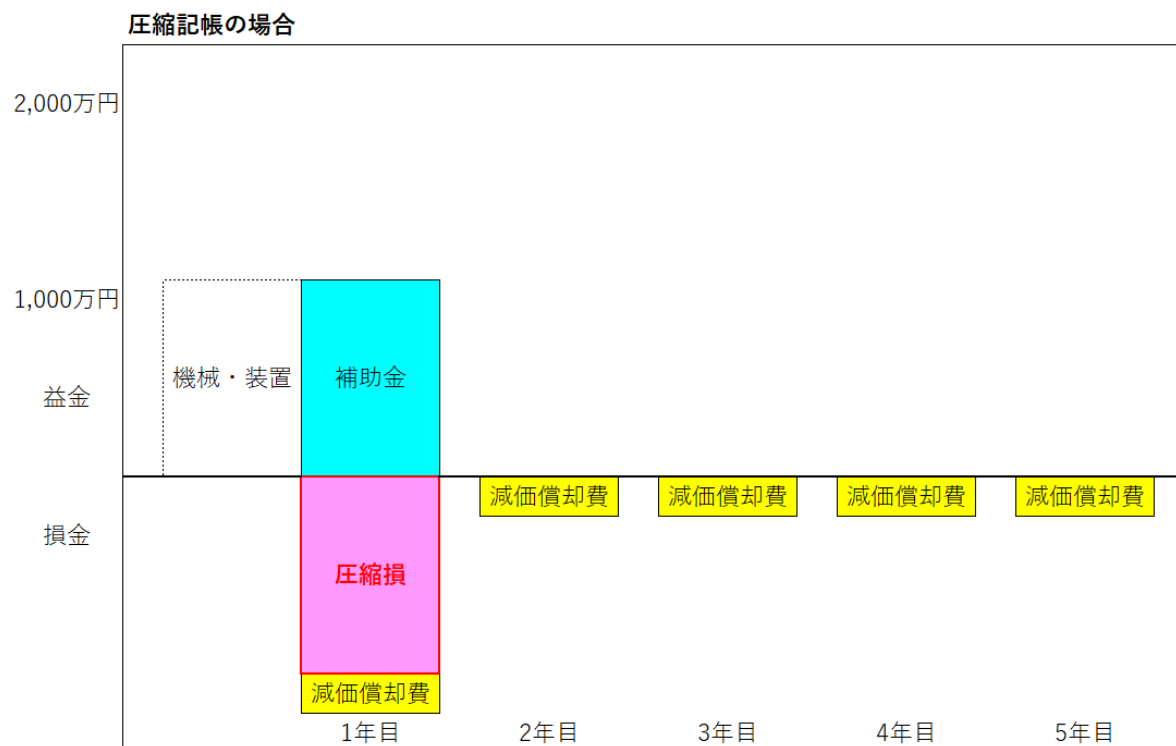


4. 圧縮記帳による経理処理

◎補助金と機械・装置

前記の様に、通常の経理処理をすると補助金は益金となり、損金は減価償却費の部分だけなので、1年目の課税所得が大きく増えてしまう。せっかく補助金はもらったのに、初年度の税負担が大きいと補助金の効果が減少してしまう。

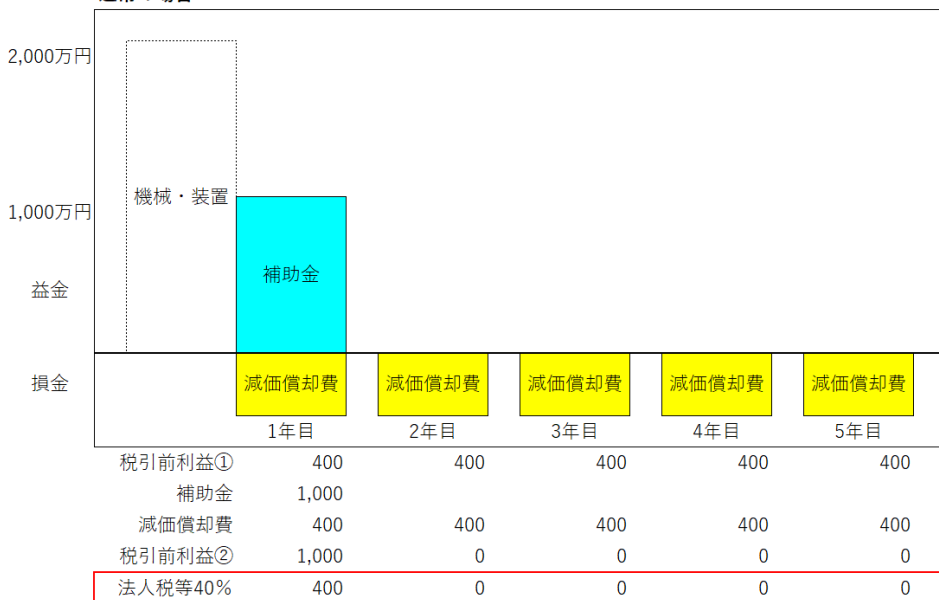
そこで考えられたのが圧縮記帳である。圧縮記帳は、受け取った補助金にも課税するが、補助金を受け取った事業年度の課税を避ける方法である。(課税の繰り延べをする制度。)



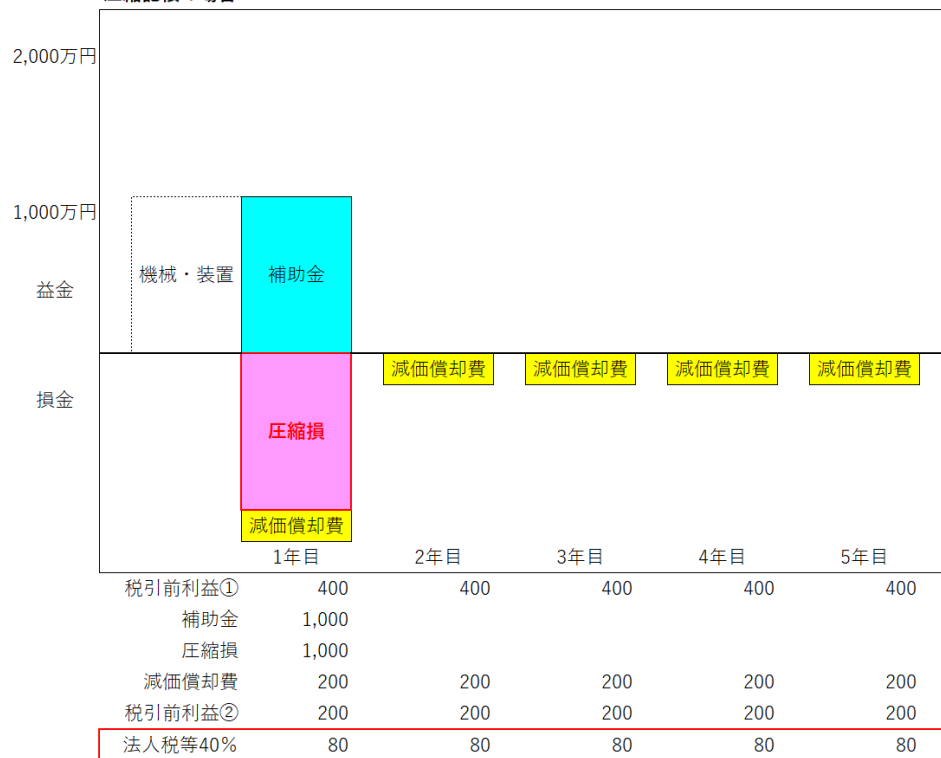
5. 通常処理と圧縮記帳処理の法人税等の比較

◎通常処理と圧縮記帳処理の法人税等の比較

通常の場合



圧縮記帳の場合



6. 圧縮記帳の方式－1

◎圧縮記帳の方式

①直接減額方式

②積立金方式

◎直接減額方式

<例>

国庫補助金1,000万円の交付を受けた。直ちに、補助金交付目的に適合した機械装置2,000万円(耐用年数は5年定額法で償却)を購入し、事業の用に供した。

【補助金の交付】

借方		貸方		摘要
預金	1,000万円	補助金収入	1,000万円	補助金入金

【機械・装置の取得】

借方		貸方		摘要
機械・装置	2,000万円	預金	2,000万円	機械・装置の取得

【圧縮損の計上】

借方		貸方		摘要
圧縮損	1,000万円	機械・装置	1,000万円	圧縮損の計上

【減価償却費の計上】

借方		貸方		摘要
減価償却費	200万円	機械・装置	200万円	減価償却費の計上

7. 圧縮記帳の方式一2

◎積立金方式

<例>

国庫補助金1,000万円の交付を受けた。直ちに、補助金交付目的に適合した機械装置2,000万円(耐用年数は5年定額法で償却)を購入し、事業の用に供した。

【補助金の交付】

借方		貸方		摘要
預金	1,000万円	補助金収入	1,000万円	補助金入金

【機械・装置の取得】

借方		貸方		摘要
機械・装置	2,000万円	預金	2,000万円	機械・装置の取得

【圧縮積立金の積立】

借方		貸方		摘要
繰越利益剰余金	1,000万円	圧縮積立金	1,000万円	圧縮積立金の積立

※補助金の収入を相殺するため、利益を減らして積立金を積み立てておきます。

【減価償却費の計上】

借方		貸方		摘要
減価償却費	400万円	機械・装置	400万円	減価償却費の計上

【積立金の取り崩し】

借方		貸方		摘要
圧縮積立金	200万円	積立金取崩益	200万円	積立金の取り崩し

※直接減額方式での損金(減価償却費)200万円計上と同じ効果になります。

8. 適用できるケース

◎国庫補助金

- ・国庫補助金等の交付を受けて、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をしている場合

◎工事負担金

- ・工事負担金の交付を受けて、その交付の目的に適合する固定資産を取得している場合

◎保険差益

- ・保有する固定資産の滅失又は損壊により、保険金等の支払を受けて、その保険金等をもってその滅失をした固定資産に代替する同一種類の固定資産を取得するか、損壊を受けた固定資産や代替資産となるべき資産の改良をした場合

◎交換差益

- ・所有する土地や建物等の固定資産を他の者が所有する固定資産と交換した場合

◎非出資組合の賦課金

- ・非出資組合が2以上の事業年度にわたり納付金を納付させることとしている場合において、その納付金の全額を納付させる前にその目的となった固定資産の取得等をした場合

◎特定資産の買換

- ・工場移転などで土地や建物を売却して、他の場所で買換える場合

9. 法人税の申告

◎圧縮記帳を適用した場合の法人税の申告は、申告書に加えて、別表13の圧縮額等の損金算入に関する明細書を作成して添付する

①	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	別表十三(一) 平二十三・四・二以後終了事業年度又は連結事業年度分	
	I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書							
補助金等の名称			1	特 別 勘 定 に 経 理 し た 場 合 (条 件 付 の 場 合)	特別勘定に経理した金額		13	円
補助金等を交付した者			2		繰入限度額 ((4)のうち条件付の金額)		14	
交付を受けた年月日			3		昭平 . .			
交付を受けた補助金等の額			4		繰入限度超過額 (13) - (14)		15	
交付を受けた資産の価額			5		当 初 特 別 勘 定 に 経 理 し た 金 額 (13) - (15)		16	
帳簿価額(無条件の場合又は返還を要しないこととなった場合)	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		6		同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額		17	
	圧縮限度額	(4)のうち固定資産の取得等に充てた金額	7		返 還 し た 金 額		18	
		同上に係る返還を要しないこととなった日における帳簿価額	8		返 還 を 要 し な い こ と と な っ た 金 額		19	
	固定資産の取得価額等		9		同上以外の場合の 取 崩 額		20	
	圧縮限度額の基礎となる金額 (8) × $\frac{(7)}{(9)}$		10		期 末 特 別 勘 定 残 額 (16) - (17) - (18) - (19) - (20)		21	
	圧縮限度額 (5)、(7)若しくは(10)又は(5)、(7)若しくは(10) - 1円		11					
	圧縮限度超過額 (6) - (11)		12					

10. まとめ

- ◎本来は課税所得となる利益を将来に繰り延べる制度で、法人税法と租税特別措置法に規定されている
- ◎一定の経理方法であることや、確定申告書に明細を添付すること、清算中の法人でないことなどの適用要件がある
- ◎限度額は、国庫補助金、工事負担金、保険差益、交換差益、非出資組合の賦課金、特定資産の買換などで、それぞれで異なる

夢と技術の経営研究所
www.yumegi.com